長崎県運輸事業採用力向上セミナー等開催業務 仕様書（案）

【委託業務名】

長崎県運輸事業採用力向上セミナー等開催業務

【事業目的】

県内の地域公共交通においては、運転士不足を一因とした路線の廃止・減便が生じる厳しい状況にあり、地域経済の縮小にも影響が波及している。少子化や労働力人口の減少により、バス・タクシー・トラックなどの運輸業界では人材確保が大きな課題となっている。一方で、求職者の価値観や求職活動の手法は大きく変化しており、従来の採用手法だけでは人材確保が困難な状況にある。運輸事業者が採用市場の動向や求職者ニーズを理解するとともに、効果的な採用戦略や情報発信手法を学ぶことで採用力向上を図り、地域公共交通や物流を支える人材の確保につなげることを目的とする。

【委託期間】

契約締結日から令和9年3月12日（金）

【業務内容】

1．採用力向上及び外国人材活用に向けたセミナーの開催

県内運輸事業者人事担当者を対象として、基礎的な採用力の向上及び、外国人材活用の際に必要となるノウハウを身に着けるためのセミナーを開催するとともに、セミナー参加後の個別フォローの実施により、各社での学びの実践を後押しする。

（1） 参加対象者

運輸事業（バス・鉄軌道・タクシー・航路・トラック）にて採用活動を行う県内企業の採用担当者・経営者等

（2） 開催方法等

（開催時期、回数）

令和8年10月～令和8年12月の間に計2回開催

【第１回】

内容：採用力向上に関するセミナー

開催日：令和８年 10 月下旬～11 月上旬ごろ

時間：午後 13 時 30 分から２時間程度

【第２回】

内容：外国人材活用に向けたセミナー

開催日：令和８年 11 月下旬～12 月中旬ごろ

時間：午後 13 時 30 分から２時間程度

※開催日、時間については、変更する可能性あり

（開催方法）

対面とオンラインのハイブリット形式

（3）　セミナー内容

提案者は、本事業の目的を踏まえ、次の内容を必須事項として、企画提案を行うこと。

①全国の公共交通を取り巻く状況
②行政及び事業者による担い手不足対策の取組事例紹介
③情報発信・プレゼン力向上
④外国人材活用に関する基礎情報及び先行事例の紹介
⑤参加事業者との個別相談会

（4）　アンケートの実施

効果の測定及びニーズ把握のため、セミナー及び個別相談会の各参加者に対するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は受託者が提案のうえ、県と協議して作成し、回収したアンケートは集計のうえ、開催後速やかに県へ提出すること。

各回の終了時には、開催概要や参加者アンケート等をまとめた開催レポートを作成し、県に提出すること。

（5）　運営業務

セミナー及び個別相談会を実施するために必要な次の業務を行うこと。

①セミナー及び個別相談会の広報
・受託者のネットワーク及びその他広報媒体（チラシ・インターネット媒体、雑誌媒体等）を活用し、効果的な方法で参加者を募集すること。なお、県が提供する県内企業リストに基づき、電子メールでの案内を行うことも可能。
②申込受付及び問い合わせに対応する窓口を設置し、連絡調整ができる体制を整えること。
③オンライン開催のための配信ツールの手配及びセミナーの対面開催に要する会場の借り上げ（長崎県庁で実施可能な場合は不要）を行うこと。
④進行表や参加者名簿等の運営に必要となる資料を作成し、セミナーの各開催日までに県に提出すること。
⑤セミナー及び個別相談会の当日は、受付や司会、進行管理を行うに十分足りうるスタッフを配置し、当日の運営を行うこと。セミナーの対面開催の際には、会場設営等を含む。
⑥写真撮影・画面録画等により様子を記録すること。
⑦広報チラシ等のデータは PDF 形式にて県に提出することとし、著作権については県に帰属することとする。

（6）上記（1）～（5）の他、事業目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2. KPI の設定

①　セミナーの参加者数
②　参加者の意識変容

③　参加者の理解度

3．事業報告書の提出

（1）仕様

〇紙媒体（A4 サイズ）、電子ファイル（Word または PowerPoint で編集可能なデータ）

（2）提出部数

〇紙媒体2部、電子ファイル一式

（3）内容

〇KPI の達成状況、セミナー開催実績等について分析を行い、その結果を報告書として取りまとめたもの。

（4）提出先

〒850−8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県 地域振興部 交通政策課 地域交通班

【留意すべき事項】

1．業務遂行に係る事務

（1）本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

（2）業務の詳細な企画やスケジュール管理については、委託者と受託者による打ち合わせを行いながら進める。また、受託者は必要に応じて業務の進捗状況等について受託者に報告する。

（3）業務の実施に係る協議を行った場合は、その都度、受託者は、速やかに会議の概要をまとめて委託者に提出する。

（4）受託者は、本業務に必要な能力と経験を有する責任者を配置し、また、業務遂行に必要な人員を確保する。

（5）本業務の実施にあたって、必要な費用は全て受託者が負担する。

（6）セミナーの参加者が目標に達しないことが見込まれる場合は、適時、県と協議を行い、必要な対策を講じること。

（7）本業務の実施にあたって、受託者は関係法令及び長崎県の条例等を遵守する。

2．情報管理

（1）受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じる。

（2）本業務の実施にあたり、受託者が取得した個人情報については、業務の履行に必要な範囲内で適切に取り扱い、目的外利用を行わない。

（3）個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、受託者の責任において速やかに必要な措置を講じるとともに、直ちに県に報告する。

3．著作権

（1）受託者が委託業務で製作したデータ、動画、写真、文章等の成果品（中間成果品を含む）の所有権、著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）及び利用権は県に帰属するものとする。ただし、これにより難い場合は、委託者と協議を行い、その取り扱

いを決定するものとする。

（2）成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権が含まれている場合には、その権利は受託者に保留されるが、成果品に係るものであれば、県は無償で使用できるものとする。

（3）成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合など、制作に関して所有権や著作権の許諾等が必要な場合は、受託者の負担において必要な手続きを行うものとする。

（4）他者の著作権を侵害するなど、知的財産権等に関わる問題が生じた場合には、受託者が全責任を負うものとする。

4．再委託

（1）受託者は、委託業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。

5．その他

（1）受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとする。

（2）受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に定めのない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議を行い、決定する。